

令和7年度 第1回 蕨市上下水道審議会 会議録

日 時 令和7年6月23日（月） 午後1時30分～午後4時00分

場 所 蕨市民会館 4階 402室

出席者（敬称略）

【委員】：長野眞由美（会長）、貫井和子（副会長）、北田実、比企孝司、岡田みきお、新妻朋子、藤井道子、奥田光由、澤田勇治、松原由紀恵、眞下春美、池田嘉弘、池田聡美、篠原美奈子、山野京子、岡村増美、下村實、山本徹郎

【事務局】：相馬一富（水道部長）、丸山友之（水道部次長兼維持管理課長）、尾上聡（業務課長）、黒須康文（業務課庶務経理担当係長）、水野森太郎（業務課庶務経理担当係長）、大久保海里（業務課庶務経理担当主査）、金子修（維持管理課長補佐）、内田幸之介（維持管理課係長）

欠席者（敬称略）

【委員】：内藤裕子、座光寺剛

内容

- 1 開会
- 2 市長挨拶
- 3 諮問について
- 4 議題
 - （1）水道事業における適正な水道料金等の設定について
 - （2）その他
- 5 閉会

配布資料

- ①次第
- ②令和 14 年度までの投資・財政計画について
- ③分担金改定案の概要
- ④水道料金改定率について
- ⑤水道事業における適正な水道料金等の設定について（諮問）

会議の概要

開会

市長挨拶

諮問

議題

- （１） 水道事業における適正な水道料金等の設定についてのうち、初めに令和 14 年度までの投資・財政計画について事務局から説明を行った後、質疑応答が行われた。

【委員】 蕨市水道事業ビジョンの計画期間における投資・財政計画について再度見直しを行った結果、現行の料金水準を維持しつつ、計画通りに必要な投資を行った場合、令和 7 年度から毎年度純損失が発生し、令和 9 年度には資金が不足する見通しとなるとの説明だけでは、分かりづらく、説明不足ではないか。また、そのままだとどうなるのかなど具体的に補足の説明が必要ではないか。

【事務局】 蕨市水道事業ビジョンを策定した令和 4 年度時点では、今後 10 年間については大きな変動はないという見込であったが、県水値上げや金利の上昇を踏まえて、再度財政計画の見直しを行ったところである。今の見込でいくと令和 9 年度には資金が不足してしまうため、支出を減らすか収入を増やすしかないが、支出に関しては経費をかなり削減している。必要経費の部分で大きな割合を占める投資については、水道管の更新や浄水場の機械の更新などがあるが、安心安全な水を届けるためには、必要最低限行わなければならない更新計画に基づいて算定した結果であり、これ以上支出を減らすことはできない。そうすると収入を何らかの形で確保しなければならない状況となるため、諮問のとおり適正な水道料金並びに主要財源である水道利用分担金の設定についてご意見を求めることとなり、その前になぜ今の段階でご意見を求めることが必要なのかを説明するための資料として投資・財政計画がある。

【委員】投資・財政計画について再度見直しをしないと、令和14年度の資金残高はマイナス11億8900万円となるという解釈でよろしいか。

【事務局】おっしゃる通りで、当初見込んだ設定条件が現状かなり変わってきており、すでに大きな影響もでている。それらを加味した結果、当初の計画通りに必要な投資を行った場合の金額そのものも変更となるため、投資・財政計画も変更が必要である。

【委員】資料として配布されている投資・財政計画は、あくまでこのまま計画の見直しをしないと、将来こうなるということを示すための説明資料という認識でよろしいか。

【事務局】その認識で問題ない。現状を基に算定した結果、令和7年度以降赤字になっていくであろうという見込みとなるため、経営状況の報告も含めて計画をお示しした。

【委員】水道ビジョン策定時に設定条件等について見込めなかったという話であるが、設定条件のうち物価上昇率や工事費上昇率に記載されている直近3年間の平均とはいつの平均か。

【事務局】物価上昇率については、国が発表している物価上昇率の平均値で算定しており直近3年間とは令和4年度から令和6年度の平均値で算定している。

【委員】水道ビジョンを策定した時点で、物価上昇率について国が発表している最新の物価上昇率について把握しているにも関わらず、見込が甘かった結果、今回見直しをしないといけない状況となったのか。

【事務局】国が発表する物価上昇率等については、その年にすぐに発表されるわけではなく、タイムラグがある。水道ビジョンを策定したのは令和4年度であるが、財政計画は、令和元年度から令和3年度のデータで算定しており、当時は1%増で見込んだ。その後、コロナウィルスの発生などによる社会情勢の変化を踏まえ、最新の平均値として令和4年度から令和6年度の3年間の平均値を基に算定すると、財政計画の見直しが現時点で必要なため、提示をしている。水道ビジョンを策定した令和4年度の時点での見込が甘かったのではないかというご指摘については、結果的に見込が甘かったということで申し訳ないと言わざるを得ない。

【委員】水道使用量の減少について、どの程度見込んで財政計画の見直しをしているのか。

【事務局】水道使用量については、水道ビジョン策定時に算定しているが、今回令和6年度末の実績に基づき補正している。給水人口の増加などにより一概に毎年増加しているあるいは、減少しているとは言えないが、概ね減少傾向である。

【委員】水道使用量については、どれぐらいの割合で減少しているのか。

【事務局】令和6年度決算の水道使用量（有収水量）は741万8000m³であり、コロナ禍においては巣ごもりにより水道使用量は増加したが収益は減少するという過去にない状況となったこともあるものの、近年の傾向として給水人口は微増傾向ではあるが水道使用量は減少傾向である。また、供給単価も徐々に減少傾向にあり、水道料金における収益も減少してきている。以上のことから新たな計画としては、水道使用量は微減傾向にあるという予測を立てて算定している。

【委員】設定条件にある物価上昇率等を変更後の率で算定した結果、令和9年度以降の資金残高はマイナスとなるという認識でよろしいか。

【事務局】その認識で問題ない。

【委員】令和9年度以降に資金残高がマイナスとなることに対して、なにか具体的な案などはあるのか。

【事務局】支出をこれ以上減らすことはできないので、収入を確保するために、先ほど市長から諮問があった、適正な水道料金並びに水道利用分担金の設定について、皆様にご審議いただきたい。そのため、次の説明資料として、分担金改定案の概要並びに水道料金改定率案について各々説明をしていきたい。

議題

(1) 水道事業における適正な水道料金等の設定についてのうち、次に分担金改定案の概要並びに水道料金改定率案について事務局から説明を行った後、質疑応答が行われた。

【委員】値上げを検討しているものは、分担金と水道料金の2つだけか。

【事務局】水道事業における主な収入のうち水道料金が全体の82～83%、分担金が全体の7～8パーセントを占め、2つを合わせるとおおよそ90%をこの2つが占めており、改定案を提案した次第である。

【委員】分担金について、工業用水であっても飲料水であっても同じ金額か。

【事務局】蕨市には工業用水はなく、飲料水のみであり、口径別に一般的には20mmがファミリータイプで利用されている口径であり、25mmになると店舗、40mmとなると受水槽を利用しているマンションなどである。ほとんどが口径20mmで、全体を占める割合として約86%を占めており、この層に与える影響が大きいと考えている。

【委員】過去にある企業が井戸を掘って使用していたが、工業用水にきりかえたことがあったがそれはどうなのか。

【事務局】工業用水は埼玉県が主体となり、配水しており、蕨市が管理している管路ではない。埼玉県とその企業が契約しているものである。

【委員】分担金を水道料金改定に併せて値上げをすることは理解できるが、分担金はどのような場合に発生し納入してもらうものなのか。

【事務局】分担金は新しく家を建てる方など新しく給水管（水道管）を布設する場合や、今まで一戸建てだったところをアパートやマンションに建て替えたことにより、現在の水量では足りないので、メーターの口径を小さい口径から大きい口径に変更した場合に発生するものである。

【委員】他市に住んでいる方から、蕨市の水道料金が安いと言われるが、分担金が説明資料にあるように他市よりも安いので、蕨市の水道料金も安くなっているのか

【事務局】水道利用分担金については、水道料金が安いという話とは直接関係ないものであり影響しないものである。水道利用分担金は新しく水道管を布設する場合に発生し納入してもらうものが主なものである。蕨市の水道料金が安いという話は、水道料金と下水道使用料等を一括請求している金額が他市と比べて安いという意味合いではないかと思う。

【委員】分担金改定案に記載されている各口径は、全国的に共通のものなのか。また、25mmのみ改定案のなかで改定前よりも減額されているのはなぜか。

【事務局】口径については、全国的に共通の口径である。25mmについては、県内全市町村（56事業体）の平均値が49万円であった。蕨市は50万円であり、このまま据え置くことも検討したが、他の口径も県内平均値を参考としていることから県内平均値の49万円とした。

【委員】区画整理区域内において、既存のメーターを撤去しても、分担金をすでに支払っているので新たに支払う必要はないという認識で間違いはないか。

【事務局】その認識で問題ない。

【委員】例えばメーターの口径を13mmから20mmに変更した場合は、いくら支払うことになるのか。

【事務局】23万円から14万円を差し引いた金額9万円をお支払いいただくことになる。

【委員】改定前の口径が13mmの場合に、改定後に20mmに変更した場合、支払う差額

はどのように計算するか。

【事務局】 全て改定後から改定後の差額で計算する。

【委員】 水道料金改定率案 38.88%だと、急激な値上げとなるから水道料金改定率案 9.59%で提案したいということか。

【事務局】 料金改定率案 38.88%は、水道料金算定要領どおりに総括原価方式で算定した場合の改定率である。ただこれでは、急激な値上げとなり、近年の物価上昇等が続く中、市民生活や市内経済に与える影響を考慮して、資産維持費率 0.1%で算定したものが料金改定率案 9.59%である。これで試算すると 3 年の料金算定期間内全ての年度において純利益を計上し、運転資金も必要最低限残る見込みとなる。ただし、算定要領どおりの料金改定率案 38.88%から考えるとかなり抑えた料金算定となるため、3 年後の料金算定期間終了時に、あらためて料金設定について検証する必要がある。

【委員】 資産維持費率が、0.1%か 3%しか算定されていないが、その間の数値での算定は考えていないのか。また、設備投資を抑えることが難しいとのことだが、なぜ難しいのか。市民に対して負担を強いるのであれば、なんらかのメリットがないと見合わないのではないか。

【事務局】 一般的には、水道の施設や管路については法定耐用年数を過ぎたら更新をしていく。蕨市の場合は、蕨市水道事業ビジョンにおいて、施設や管路の適切な更新時期を算定した蕨市水道事業施設標準更新年数基準に基づき、法定耐用年数での更新ではなく、適切にメンテナンスを行いながら、長寿命化をはかり、設備投資の費用を抑えている。資産維持費率については事務局では 1%での算定も試算し、検討したが、昨今の物価上昇等も考慮して、0.1%で提案している。料金算定期間についても、料金改定率をかなり抑えていることから一番短い 3 年で提案している。

【委員】 料金改定率案 9.59%については、下水道にかかる設備投資等費用については含まれていないという認識でいいか。

【事務局】 今回の市長からの諮問は、上水道についてのみである。下水道について改定する場合は、改めて上下水道審議会でご審議いただくこととなる。

【委員】 料金改定率案 9.59%で改定した場合、水道事業として維持できるのか不安である。災害など不測の事態に備えて、もう少し改定率を上げたほうがいいのか。

【事務局】 災害対応など予測不可能な費用は算定に含まれていないが、それ以外の必要な設備投資に関しては全て含んだうえで算定した結果での改定率である。改定率に関して、もう少し高くということであれば、委員の皆様でご審議いただき、必要に応じて事務局で再算定を行うので、ご意見いただければと考えている。

【委員】料金改定率案 38.88%と 9.59%だけでは、議論をするにも、資料が足りないのではないか。他にいくつか料金改定率案を事務局として提案してほしい。また、料金改定率と言われても分かりづらい。例えば標準的な一般家庭の水道料金が、料金改定により、具体的に年間いくらぐらい値上げとなるのか示されたほうが、審議会として意見が出しやすいのではないかと。

【事務局】おっしゃる通りである。上下水道審議会の中で、料金改定率をご審議いただいたあとに、現行の水道料金表に当てはめて算定し、次回以降の審議会でご提案する予定である。

【委員】審議会でご議論した後、最終的には市長や議会が料金改定率を決定するというのか。

【事務局】本日の諮問を受けて、上下水道審議会でご検討し、その結果を審議会の意見として市長に対し答申する。それを基に市長が議会に提案するのが一連の流れである。仮に審議会でご料金改定率 40%の答申がなされても、市長が 10%や 20%という条例案を議会に提出することも可能であり、審議会の答申がそのまま新しい料金になると決定されているわけではない。

【委員】答申は料金改定率の決定まででよいのか。

【事務局】事務局としては、次回以降の審議会でご料金改定率案を決定していただき、その後事務局でその改定率に基づいた料金表を作成し、料金表案としてご提示するのでそれについてもご審議いただき、最終的に決定した料金改定率案と料金表案という形で答申していただきたい。

議題（2）その他については、事務局より次回の審議会の日程について、7月中を予定しており、改めて委員の皆様へ通知が発送される旨の説明があった。質疑応答は、なかった。

閉会

【まとめ】

- ・ 分担金改定案については、賛成多数で事務局案を審議会の意見として採用する。
- ・ 料金改定率については、いくつかの改定率案とそれに伴う一般家庭の水道料金への影響額を試算したものを事務局から提案し、次回審議会でご審議する。
- ・ 次回の審議会の日程は7月中を予定しており、改めて通知をする。